

豊島区の施設等利用費の請求手続きについて

基本的な手続きのイメージ



【請求手順】

- (1)認可外保育施設等に利用料をお支払いください。
- (2)利用終了後または各月末に、認可外保育施設等へ「特定子ども・子育ての提供に係る領収証兼提供証明書（豊島区様式）」の発行を依頼してください。
- (3)認可外保育施設等から「特定子ども・子育ての提供に係る領収証兼提供証明書（豊島区様式）」を受け取ってください。
- (4)裏面の「請求時期」期間中に、以下の<提出書類>をそろえて豊島区保育課入園グループへ提出してください。郵送もしくは窓口持参にて受付いたします。
<提出書類>（区ホームページでダウンロードもしくは区役所窓口で配布しています。）
【認可外保育施設（認証保育所含む）、一時預かり事業、病児保育事業、区立一時保育事業を利用した場合】
 - ①施設等利用費請求書（第3号様式）（豊島区様式）
 - ②特定子ども・子育ての提供に係る領収証兼提供証明書（第11号様式）（豊島区様式）※※領収証・提供証明書は個別の形式でも可。区立一時保育事業の場合、利用毎の領収証兼利用証明書でも可。
【ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合】
 - ①施設等利用費請求書（第3号様式）（豊島区様式）
 - ②援助活動の報告兼領収書
- (5)書類審査の後、施設等利用費をお支払いいたします。

【認可外保育施設各種補助について】

認証保育所、企業主導型保育事業、認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書交付施設の利用者については、別途補助が受けられる場合があります。詳細は区HPをご確認ください。

【施設等利用費】



【認証保育所保育料負担軽減補助】



【認可外保育施設保育料負担軽減補助】



【注意事項】

<対象施設について>

- ・請求にあたっては、当該施設・事業者が自治体に「確認」の手続きを終えていることが必要です。確認手続きが完了している施設・事業者については、施設所在地の自治体にご確認ください。なお、豊島区で確認が終了した施設等も区 HP に掲載しております。

<支給の金額等について>

- ・無償化の対象は保育料及び利用料です。通園送迎費、食材料費、行事費等はこれまでどおり保護者の負担になります。
- ・利用月ごとの利用料合計と、月額上限額を比較し、低い方の金額が支給額となります。月額上限額は3～5歳児クラスのお子さんは3.7万円、0～2歳児クラスで住民税非課税世帯のお子さんは4.2万円までです。ただし、認定こども園（教育標準時間認定）または幼稚園を利用している方の月額上限額は異なります。
- ・同月中に複数の施設等を併用した場合は、全施設の利用月ごとの利用料合計と月額上限額を比較します。
- ・支給額をお知らせする通知は、振り込みをもって代えさせていただきます。
- ・途中で、認定期間が開始もしくは終了する場合や区市町村間の転出入があった場合、日割り分の支給となる場合があります。

<保護者の方々の手続きについて> ※1

- ・請求手続き前に施設等利用給付認定の申請が必要です。認定日より前の利用分は請求できません。
また、認定の有効期間内が請求の対象となりますので、認定の有効期間にご注意ください。
- ・認可保育施設を利用している方は、認可外保育施設等の保育料及び利用料は無償化の対象とはなりません。
- ・認可外保育施設利用支援事業を申請されている方は、施設等利用費の請求にあたり、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書（第11号様式）」の提出頂くことでも、当該事業の補助対象となります。
- ・2019年10月以降も認可外保育施設等へ利用料をお支払いいただきます。その後、施設等利用費の請求手続きを豊島区へ行ってください。施設等利用費請求書等の各様式については区 HP 等に掲載しております。
- ・請求の手続きは現在居住している区市町村へ行きます。豊島区外にお住まいの方は、請求の手続きについて、居住区市町村へ直接お問い合わせください。
- ・施設によっては、領収証兼提供証明書等の発行に時間がかかる場合があります。お早めに施設にご相談ください。
- ・施設等利用費の請求手続きの時期は年4回予定です。以下の期間に請求書等をご提出ください。（郵送可能※2）
- ・請求する権利は、施設・事業の利用月の翌月1日から2年を経過すると、時効により消滅しますのでご注意ください。（なお、その他認可外保育施設各種補助については、時効は年度内までとなります。）

請求時期 ※3	対象利用期間	振り込み予定時期
7月1日～25日	4～6月利用分（3か月分）	8月末日
9月1日～25日	7～8月利用分（2か月分）	10月末日
1月1日～25日	9～12月利用分（4か月分）	2月末日
4月1日～15日	1～3月利用分（3か月分）	5月末日

- ※1 区立、私立、国立幼稚園または認定こども園（教育標準時間認定）をご利用の上、認可外保育施設等を利用した場合、提出方法が異なります。各園からのご案内をご確認ください。
- ※2 郵送提出の場合、安全のため追跡可能な書留郵便等をご利用ください。追跡可能郵便を利用されなかった場合の未着の問い合わせ対応はいたしかねます。締切日は必着です。
<郵送先>〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所保育課入園グループ 宛て
- ※3 請求開始日（1日）が土日祝日の場合、翌開庁日より受付いたします。
また請求締切日（25日）が土日祝日の場合、翌開庁日までが締切です。 (2024年4月～)

【お問い合わせ先】

・施設等利用給付認定・請求について
(幼稚園・認定こども園を利用していない方 ※4)

豊島区保育課入園グループ TEL: 03-3981-2140

※4 幼稚園・認定こども園の利用者は、各園を通じての申請となります。